

広島県告示第六百五号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

		改正後		改正前			
		(略)		(略)			
		一 使用料		一 使用料			
	種別	単位	金額	単位	金額		
	一 分析機械	一時間に つき	五、八〇〇円	一時間に つき	四、九〇〇円		
	1 ナノフォーカスX線CT						
	2 電界放射走査電子顕微鏡	〃	四、一〇〇円	〃	三、五〇〇円		
	3 電界放射走査電子顕微鏡（付属ナノメカニカル装置を使用する場合）	〃	五、八〇〇円	〃	五、一〇〇円		
	4 集束イオンビーム源付電界放射走査電子顕微鏡	〃	一六、七〇〇円	〃	一、四〇〇円		
	5 透過型電子顕微鏡	〃	一七、五〇〇円	〃	一四、一〇〇円		
	6-9 (略)						
	10 音響透過損失測定装置	〃	七、五〇〇円	(略)	(略)		
	11 残響室法吸音率測定装置	〃	五、三〇〇円				
	二 測定機器	一時間に つき	八、九〇〇円	一時間に つき	八、一〇〇円		
	光電子分光装置						
		(略)		(略)			
		二 手数料		二 手数料			
種別	単位	金額	備考	種別	単位	金額	備考
一 成績書及び証明書	一部につき	八〇〇円		一 成績書及び証明書	一部につき	七〇〇円	
1 和文				1 和文			
2 英文	〃	一、三〇〇円		2 英文	〃	一、二〇〇円	
二 前処理及び試料調製	一時間につき	三、九〇〇円	(略)	二 前処理及び試料調製	一時間につき	三、八〇〇円	(略)
三 設備利用における機器操作	一時間につき	三、九〇〇円	(略)	三 設備利用における機器操作	一時間につき	三、八〇〇円	(略)